

消 費 税 法 基 本 通 達 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
(基準期間における課税売上高等に含まれる範囲) 1－4－2 基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高には、法第4条第4項《資産のみなし譲渡》の規定により資産の譲渡とみなされる場合及び第7条《輸出免税等》、第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》若しくは租特法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》から第86条の2《海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税》まで又はその他の法律又は条約の規定により消費税が免除される場合の課税資産の譲渡等に係る対価の額を含み、消費税額等、法第31条《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により課税資産の譲渡等とみなされるものの対価の額及び法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等の金額（当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に100分の125を乗じて算出した金額を除く。）は含まないのであるから留意する。 (注)1 特定期間における課税売上高は、法第9条の2第3項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》の規定により、1－5－23における給与等の金額の合計額とすることができることに留意する。 2 法第39条第1項《貸倒れに係る消費税額の控除等》に規定する事実が生じたため領収することができなくなった課税資産の譲渡等の対価の額は、当該基準期間及び当該特定期間に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から控除しない。	(基準期間における課税売上高等に含まれる範囲) 1－4－2 基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高には、法第4条第4項《資産のみなし譲渡》の規定により資産の譲渡とみなされる場合及び第7条《輸出免税等》、第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》若しくは租特法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》から第86条の2《海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税》まで又はその他の法律又は条約の規定により消費税が免除される場合の課税資産の譲渡等に係る対価の額を含み、消費税額等、法第31条《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により課税資産の譲渡等とみなされるものの対価の額及び法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等の金額（当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に100分の125を乗じて算出した金額を除く。）は含まないのであるから留意する。 (注)1 特定期間における課税売上高は、法第9条の2第3項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》の規定により、1－5－23における給与等の金額の合計額とすることができることに留意する。 2 法第39条第1項《貸倒れに係る消費税額の控除等》に規定する事実が生じたため領収することができなくなった課税資産の譲渡等の対価の額は、当該基準期間に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から控除しない。

改 正 後	改 正 前
(介護保険関係の非課税の範囲) 6-7-1 法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。 (1) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス イ～チ 省略 リ 居宅要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について介護老人保健施設<u>及び療養病床を有する病院等</u>に短期間入所させて行う短期入所療養介護（居宅要介護者の選定による特別な療養室等の提供、特別な食事の提供及び送迎を除く。） ヌ 有料老人ホーム、養護老人ホーム<u>及び軽費老人ホーム</u>（(4)へに該当するものを除く。）に入居している要介護者について行う特定施設入居者生活介護（要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。） (2) 介護保険法の規定に基づく施設介護サービス費の支給に係る施設サービス イ、ロ 省略 <u>（削除）</u> (3) 省略 (4) 介護保険法の規定に基づく地域密着型介護サービス費の支給に係る地域密着型サービス <u>イ 居宅要介護者の居宅において介護福祉士、看護師等が行う定期巡</u>	(介護保険関係の非課税の範囲) 6-7-1 法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。 (1) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス イ～チ 同左 リ 居宅要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について介護老人保健施設、<u>介護療養型医療施設及び療養病床等を有する病院等</u>に短期間入所させて行う短期入所療養介護（居宅要介護者の選定による特別な療養室等の提供、特別な食事の提供及び送迎を除く。） ヌ 有料老人ホーム、養護老人ホーム、<u>軽費老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅</u>（(4)ホに該当するものを除く。）に入居している要介護者について行う特定施設入居者生活介護（要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。） (2) 介護保険法の規定に基づく施設介護サービス費の支給に係る施設サービス イ、ロ 同左 <u>ハ 介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者について行われる介護療養施設サービス（要介護者の選定による特別な病室の提供及び特別な食事の提供を除く。）</u> (3) 同左 (4) 介護保険法の規定に基づく地域密着型介護サービス費の支給に係る地域密着型サービス

改 正 後	改 正 前
<u>回・随時対応型訪問介護看護（居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。）</u> ロ 居宅要介護者の居宅において介護福祉士等が行う夜間対応型訪問介護（<u>(4)イに該当するもの及び居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。</u>） ハ 居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下６－７－１において「認知症」という。）であるものについて、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター等の施設に通わせて行う認知症対応型通所介護（居宅要介護者の選定による送迎を除く。） 三 居宅要介護者の居宅において、又は機能訓練等を行うサービスの拠点に通わせ若しくは短期間宿泊させて行う小規模多機能型居宅介護（居宅要介護者の選定による送迎及び交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。） ホ 要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営む住居において行う認知症対応型共同生活介護 ヘ 有料老人ホーム、養護老人ホーム及び<u>軽費老人ホーム</u>（その入居定員が29人以下のものに限る。）に入居している要介護者について行う地域密着型特定施設入居者生活介護（要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。） ト 特別養護老人ホーム（その入所定員が29人以下のものに限る。）に入所する要介護者について行う地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（要介護者の選定による特別な居室の提供及び特別な食	イ 居宅要介護者の居宅において介護福祉士等が行う夜間対応型訪問介護（居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。） ロ 居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下６－７－１において「認知症」という。）であるものについて、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター等の施設に通わせて行う認知症対応型通所介護（居宅要介護者の選定による送迎を除く。） ハ 居宅要介護者の居宅において、又は機能訓練等を行うサービスの拠点に通わせ若しくは短期間宿泊させて行う小規模多機能型居宅介護（居宅要介護者の選定による送迎及び交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。） 三 要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営む住居において行う認知症対応型共同生活介護 ホ 有料老人ホーム、養護老人ホーム、<u>軽費老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅</u>（その入居定員が29人以下のものに限る。）に入居している要介護者について行う地域密着型特定施設入居者生活介護（要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。） ヘ 特別養護老人ホーム（その入所定員が29人以下のものに限る。）に入所する要介護者について行う地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（要介護者の選定による特別な居室の提供及び特別な食

改 正 後	改 正 前
事の提供を除く。) <u>チ 居宅要介護者について(1)イからリまでに該当するもの及び(4)イからニまでに該当するものを2種類以上組み合わせて行う複合型サービス（居宅要介護者の選定による送迎及び交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。）</u> (5) 介護保険法の規定に基づく特例地域密着型介護サービス費の支給に係る<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護等</u>（令第14条の2第3項第2号《居宅サービスの範囲等》に規定する<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護等</u>をいう。）又はこれに相当するサービス（要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、送迎、特別な居室の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。） (6) 介護保険法の規定に基づく特例施設介護サービス費の支給に係る施設サービス及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項《健康保険法等の一部改正に伴う経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法の規定に基づく施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の支給に係る介護療養施設サービス（要介護者の選定による特別な居室の提供、特別な療養室の提供、特別な病室の提供又は特別な食事の提供を除く。） (7)～(12) 省略 (13) 介護保険法の規定に基づく市町村特別給付として要介護者又は居宅要支援者に対して行う食事の提供 <u>(注) 食事の提供とは、平成12年厚生省告示第126号「消費税法施行令第14条の2第3項第11号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等」に規定するものをいう。</u> <u>(14) 介護保険法の規定に基づく地域支援事業として要支援者等に対して</u>	事の提供を除く。) (5) 介護保険法の規定に基づく特例地域密着型介護サービス費の支給に係る<u>夜間対応型訪問介護等</u>（令第14条の2第3項第2号《居宅サービスの範囲等》に規定する<u>夜間対応型訪問介護等</u>をいう。）又はこれに相当するサービス（要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、送迎、特別な居室の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。） (6) 介護保険法の規定に基づく特例施設介護サービス費の支給に係る施設サービス（要介護者の選定による特別な居室の提供、特別な療養室の提供、特別な病室の提供又は特別な食事の提供を除く。） (7)～(12) 同左 (13) 介護保険法の規定に基づく市町村特別給付として要介護者又は居宅要支援者に対して行う食事の提供

改 正 後	改 正 前
<u>行う介護予防・日常生活支援総合事業に係る資産の譲渡等</u> (注) <u>介護予防・日常生活支援総合事業に係る資産の譲渡等とは、平成24年厚生労働省告示第307号「消費税法施行令第14条の2第3項第12号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等」に規定する資産の譲渡等に限られる。</u> (15) 生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護扶助又は介護支援給付のための次に掲げる介護 イ 居宅介護（生活保護法第15条の2第2項《介護扶助》に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービスに限る。</u>） ロ 施設介護（生活保護法第15条の2第4項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス<u>及び介護保険施設サービス並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第91条《生活保護法の一部改正》の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同条の規定による改正前の生活保護法第15条の2第1項第4号《介護扶助》に掲げる施設介護のうち同条第4項に規定する介護療養施設サービスに限る。）</u>をいう。） ハ 省略 (注) イ及びハのこれらに相当するサービスとは、平成12年厚生省告示	(14) 生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護扶助又は介護支援給付のための次に掲げる介護 イ 居宅介護（生活保護法第15条の2第2項《介護扶助》に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、<u>夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに限る。</u>） ロ 施設介護（生活保護法第15条の2第4項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、<u>介護保険施設サービス及び介護療養施設サービス</u>をいう。） ハ 同左 (注) イ及びハのこれらに相当するサービスとは、平成12年厚生省告示

改 正 後	改 正 前
第190号「消費税法施行令第14条の2第3項<u>第13号</u>の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス」に規定するサービスに限られる。 (社会福祉関係の非課税範囲) 6－7－5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。 (注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。 (1) 第一種社会福祉事業 イ 省略 ロ 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、<u>障害児入所施設</u>、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業 ハ、ニ 省略 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	第190号「消費税法施行令第14条の2第3項<u>第12号</u>の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス」に規定するサービスに限られる。 (社会福祉関係の非課税範囲) 6－7－5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。 (注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。 (1) 第一種社会福祉事業 イ 同左 ロ 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、<u>知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設</u>、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業 ハ、ニ 同左 ホ <u>障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業（身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第31条《身体障害者授産施設》に規定する身体障害者授産施設に限る。）を経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</u> ヘ <u>障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業（知的障害者援護施設（同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第21条の7《知的障害者授産</u>

改 正 後	改 正 前
ホ 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業 ヘ 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業（授産施設を経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。） (2) 第二種社会福祉事業 イ 省略 ロ 児童福祉法に規定する<u>障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住宅型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</u> ハ 省略 ニ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、<u>認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業</u>及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業 ホ 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、<u>一般相談支援事業、特定相談支援事業</u>又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第7項、第14項又は第15項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動としての作業に	<u>施設》に規定する知的障害者授産施設に限る。）を</u>経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。） ト 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業 チ 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業（授産施設を経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。） (2) 第二種社会福祉事業 イ 同左 ロ 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住宅型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 ハ 同左 ニ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業<u>又は認知症対応型老人共同生活援助事業</u>及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業 ホ 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、<u>相談支援事業又は移動支援事業</u>及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第6項、第14項又は第15項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲

改 正 後	改 正 前
基づき行われる資産の譲渡等を除く。) へ、ト 省略 <u>(削除)</u> チ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業 リ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業 ヌ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業 ル 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。) ヲ 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（第一種社会福祉事業及びイ～<u>ル</u>の事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。) ヅ (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業 (3) 省略	渡等を除く。) へ、ト 同左 チ <u>障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業（精神障害者社会復帰施設（同法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項第2号《精神障害者社会復帰施設の種類》に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場に限る。）を経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。)</u> リ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業 ヌ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業 ル 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業 ヲ 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。) ヅ 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（第一種社会福祉事業及びイ～<u>ヲ</u>の事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。) カ (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業 (3) 同左

改 正 後	改 正 前
(生産活動等の意義) 6-7-6 法別表第一第7号ロかつこ書《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する「生産活動」及び当該「生産活動」が行われる事業の意義は次のとおりである。 (1) 省略 (2) 「生産活動」が行われる事業とは、要援護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、要援護者の自立を助長し、自活させることを目的とする次に掲げる施設を経営する事業及び障害者自立支援法第5条第7項、第14項又は第15項《定義》に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。 イ 社会福祉法第2条第2項第4号又は第7号《定義》に規定する障害者支援施設又は授産施設 ロ 省略 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (注) 上記事業において行われる就労又は技能の習得のために必要な訓練等の過程において製作等される物品の販売その他の資産の譲	(生産活動等の意義) 6-7-6 法別表第一第7号ロかつこ書《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》及び令第14条の2第4項《居宅サービスの範囲等》に規定する「生産活動」及び当該「生産活動」が行われる事業の意義は次のとおりである。 (1) 同左 (2) 「生産活動」が行われる事業とは、要援護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、要援護者の自立を助長し、自活させることを目的とする次に掲げる施設を経営する事業及び障害者自立支援法第5条第6項、第14項又は第15項《定義》に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。 イ 社会福祉法第2条第2項第3号の2又は第7号《定義》に規定する障害者支援施設又は授産施設 ロ 同左 ハ <u>障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第31条《身体障害者授産施設》に規定する身体障害者授産施設</u> ニ <u>障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第21条の7《知的障害者授産施設》に規定する知的障害者授産施設</u> ホ <u>障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項第2号《精神障害者社会復帰施設の種類の種類》に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場</u> (注) 1 上記事業において行われる就労又は技能の習得のために必要な訓練等の過程において製作等される物品の販売その他の資産

改 正 後	改 正 前
渡等は、法別表第一第7号ロかつこ書の規定により課税されることとなる。 (児童福祉施設の取扱い) 6-7-7 児童福祉法第7条第1項《児童福祉施設》に規定する児童福祉施設を経営する事業のうち、社会福祉法第2条第2項第2号及び第3項第2号《定義》の規定に該当するものについては、法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》の規定に該当し、また、社会福祉法第2条第4項第4号《社会福祉事業から除かれるものの範囲》の規定により社会福祉事業に含まれないものについては、令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》の規定に該当することとなるのであるから留意する。 (保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等) 6-7-7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、児童福祉法第59条の2第1項《認可外保育施設の届出》の規定による届出を行っている施設が、平成17年厚生労働省告示第128号「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣	の譲渡等は、法別表第一第7号ロかつこ書の規定により課税されることとなる。 <u>2 上記ハ～ホに掲げる施設については、障害者自立支援法の施行に伴い、上記イに掲げる障害者支援施設に移行されることとなったものの、同法附則第41条、第58条及び第48条の規定により、それぞれ同法の施行の日（平成18年10月1日）から平成24年3月31日までの政令で定める日までの間は、なお、従前の例により運営することができることとされている。</u> (児童福祉施設の取扱い) 6-7-7 児童福祉法第7条《児童福祉施設》に規定する児童福祉施設を経営する事業のうち、社会福祉法第2条第2項第2号及び第3項第2号《定義》の規定に該当するものについては、法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》の規定に該当し、また、社会福祉法第2条第4項第4号《社会福祉事業から除かれるものの範囲》の規定により社会福祉事業に含まれないものについては、令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》の規定に該当することとなるのであるから留意する。 (保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等) 6-7-7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「<u>児童福祉法第7条</u>に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、児童福祉法第59条の2第1項《認可外保育施設の届出》の規定による届出を行っている施設が、平成17年厚生労働省告示第128号「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定

改 正 後	改 正 前
が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」の第1から第9までに掲げる事項の全てを満たし、都道府県知事等から当該事項を満たしている旨の証明書の交付を受けている場合に、当該施設において乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等をいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。 (注) 省略 (包括的支援事業の委託に係る取扱い) 6－7－10 市町村が包括的支援事業（介護保険法第115条の46第1項《地域包括支援センター》に規定する包括的支援事業をいう。以下6－7－10において同じ。）を委託した場合の取扱いは、次のとおりとなる。 (1)、(2) 省略 (一括比例配分方式から個別対応方式への変更) 11－2－21 一括比例配分方式を適用した事業者は、法第30条第5項《仕入控除方式の変更》の規定により一括比例配分方式を2年間以上継続した後でなければ、個別対応方式に変更できないのであるが、一括比例配分方式を適用した課税期間の翌課税期間以後の課税期間における<u>課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上</u>となり、同条第1項《仕入に係る消費税額の控除》の規定が適用される場合も、一括比例配分方式を継続適用したこととなるのであるから留意する。 第5節 <u>課税売上割合の計算等</u> <u>(課税期間における課税売上高が5億円を超えるかどうかの判定)</u>	する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」の第1から第9までに掲げる事項の全てを満たし、都道府県知事等から当該事項を満たしている旨の証明書の交付を受けている場合に、当該施設において乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等をいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。 (注) 同左 (包括的支援事業の委託に係る取扱い) 6－7－10 市町村が包括的支援事業（介護保険法第115条の45第1項《地域包括支援センター》に規定する包括的支援事業をいう。以下6－7－10において同じ。）を委託した場合の取扱いは、次のとおりとなる。 (1)、(2) 同左 (一括比例配分方式から個別対応方式への変更) 11－2－21 一括比例配分方式を適用した事業者は、法第30条第5項《仕入控除方式の変更》の規定により一括比例配分方式を2年間以上継続した後でなければ、個別対応方式に変更できないのであるが、一括比例配分方式を適用した課税期間の翌課税期間以後の課税期間における<u>課税売上割合が95%以上</u>となり、同条第1項《仕入に係る消費税額の控除》の規定が適用される場合も、一括比例配分方式を継続適用したこととなるのであるから留意する。 第5節 <u>課税売上割合の計算</u> <u>(新設)</u>

改 正 後	改 正 前
<u>11－5－10 法第30条第2項本文《仕入控除税額の計算》に規定する「課税期間における課税売上高が5億円を超えるとき」に該当するかどうかは、課税期間における課税売上高（同条第6項《課税期間における課税売上高》に規定する課税期間における課税売上高をいう。以下11－5－10において同じ。）によって判定するのであるが、当該課税期間が1年に満たない場合には、当該課税期間における課税売上高を当該課税期間の月数（当該月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）で除し、これに12を乗じて計算した金額となることに留意する。</u> <u>なお、課税期間における課税売上高に含まれる範囲は、1－4－2《基準期間における課税売上高等に含まれる範囲》と同様である。</u> （令第72条第2項に規定する用語の意義等） 16－1－2 令第72条第2項《一部事務組合の一般会計・特別会計の区分》に規定する用語の意義等は、次のとおりである。 (1)、(2) 省略 (3) 地方財政法施行令第46条各号《公営企業》に掲げる事業 イ～ワ 省略 (4) 省略	（令第72条第2項に規定する用語の意義等） 16－1－2 令第72条第2項《一部事務組合の一般会計・特別会計の区分》に規定する用語の意義等は、次のとおりである。 (1)、(2) 同左 (3) 地方財政法施行令第37条各号《公営企業》に掲げる事業 イ～ワ 同左 (4) 同左